

4～5年生、専攻科生対象

平成27年度特別措置による後期授業料免除について（お知らせ）

（1）対象者

主たる学資負担者が、平成27年4月から平成27年9月の間に失職したことにより、著しい家計急変があり、その後も再就職していない世帯の者

（2）実施時期

後期分授業料で実施する。

（3）免除金額

免除の額は、後期分の授業料の全額又は半額

（4）提出書類

- ・授業料免除（特別措置）申請書（機構様式 別紙1）
- ・授業料免除申請関係書類（本校様式一式）
- ・実内容を証明する書類等（写）

（5）提出期限

平成27年10月23日（金）

（6）提出先

学生課学生生活係（4番窓口）